

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

案要綱

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行期日は令和七年九月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和九年四月一日とすること。